

交通事故被害者の会

第25号

2008年1月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

伴侶との別れは死の体験

札幌市東区 内山 孝子

最近、身近な人から「あの状況の中でよく生きていたね」などといわれる様になった。

主人は国家公務員として歴任し、第二の職場も平成8年3月で定年退職。これからは二人の老後の生活が始まると笑いながら話していた主人。草花を育み、多くの友人を大切に、酒を楽しみ、日々のんびりと過ごしていました。頑固で私には支配的でしたが、最近、主人のにこやかな顔を見て「お父さんも悟道円熟の境地に入って来たなあ」と感じていました。

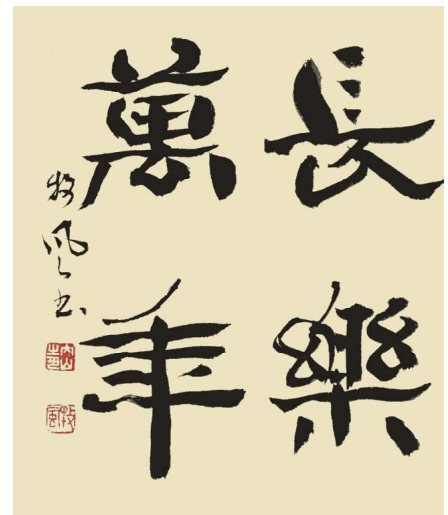
平成8年4月9日、運転中の携帯電話・前方不注意という加害者の人為的な原因で自宅前ではねられ、68歳の生命が瞬時に帰らぬ人となってしまいました。

それからは、私には縁のなかった警察、検察庁、弁護士事務所等々と関わる日々を過ごしてきました。老後はのんびりと旅にでも行こうと言っていた亡き夫も、平成14年4月に七回忌を済ませました。

一瞬にして、生活を共にした相手にもう二度と会えないという絶望感、この世で自分を一番理解してくれた人がなくなったという不安感、そうしたなかで急激な生活の変化に対応していかなければならない辛い思いです。でも、法事を済ませたのちは胸の中に重い分銅があったものが「日にち薬」によって一つ取れたように感じています、今でもその時の情景が頭から離れないのです。

「別れは小さな死」という話があります。大切な人が亡くなると自分の一部も失ってしまう。それまでの自分の人生はその人と一緒にいることによって生き生きと充実していることが、大切な人を失った今はもう自分の一部も死んでしまったものだという意味です。突然の別れは相手がいなくなっただけでなく、主人との間に築いてきた私自身の一部も失われる死の体験なのです。

出来ることならば、老いの坂道は夫と二人で支え合って登りたかった。(「いのちのパネル」より)



主人が遺した書

特集「フォーラム・交通事故 2007」

訴え：交通犯罪被害者より(米澤 透、米内隆俊)

関係機関のご挨拶

～ 特別講演 諸澤英道教授「被害者の尊厳と権利を護るために」(上)

報告「犯罪被害者週間全国大会2007」に参加して(前田、山下、荻野、高石、白倉)

報告「不当な刑事裁判終結。真実解明、知る権利確立へ新たなたたかい」(白倉博幸・裕美子)

「『旧公団はロードキル対策を怠った管理責任を』公正判決求め署名提出」(高橋雅志・利子)

報告「いのちのパネル展、2007年を振り返る」(小野 茂) 編集を終えて、活動日誌

諸澤教授の講演に力と勇気 「フォーラム・交通事故 2007」 2007/10/16 かでる2・7

会主催の8回目となる公開フォーラムは、特別講師の諸澤英道教授が90分にわたり素晴らしい講演。約80人の参加者は大いなる力と勇気を得ました。また支援に携わる各方面からのご挨拶も受け、その拡がりも実感できるフォーラムになりました。以下、被害者の訴え、支援機関の挨拶、そして講演要旨(上)です。



主催者挨拶 代表 前田 敏章

今日講師としてお願いしました諸澤先生は、被害者問題を、早くから学問的にも明らかにされ、国内外でその先頭にたって奮闘いただいております。とりわけ、先生がその著作の中で、身体犯被害の97%を占める交通犯罪被害者のことを念頭に置いて被害者問題を考えなくてはならないと強調されていることに、私たちは大いに励まされて活動してきました。そのような先生のお話を直接聞けることに、胸の高鳴りを覚えています。

私たち当事者は、被害者が主体となった運動を創っていくためにさらに学びたいと思います。そして、支援に携わる方、市民の方には、より深く理解をしていただきたいと思います。今日の学びと交流が、犯罪被害のない社会実現に結びつく事を祈念します。

責任の取り方について大きな疑問を感じます。

警察捜査や裁判の公正化、そして速度規制の強化を望みます。現在の法には欠陥があり、ザル法です。自動車運転過失致死罪はあまりに軽い。危険運転致死傷罪の弾力的運用と厳罰化、殺人運転罪の新設など法改正を望みます。交通犯罪と加害者天国をなくさなければなりません。(関連記事、会報23号)

訴え 息子は意識も戻らないまま、小さな体で闘っています。 稚内市 米内 隆俊



毎日のように交通事故の記事が出ていますが、私の息子も平成15年6月20日に事故に遭い、入院期間1ヶ月と診断されましたが、現在に至るまで長期間意識が戻らない遷延性意識障害で入院中です。

それまでは交通事故とは、はっきり言って他人事でした。しかし、息子が事故に遭った時には、何をどうすればいいのか全く分かりませんでした。息子の意識快復が優先で、他は考えられない状態で、何処に何を相談すればいいのか・・・。法的知識が無く、相談できる場所が必要と強く思いました。

現在は、病院のご好意により入院させてもらっていますが、治療はしていないので、色々な人の話を聞くと他の施設か自宅介護を勧められているようです。それで妻も看護師さん等に指導を受け許可を貰い、痰の吸引、流動食、清拭等々しています。

現在、国内には自動車事故対策機構による療護センターが4か所ありますが入院期間は3年以上とされています。ですので私達は100%の可能性がなければ転院に対して決断できない状態です。(帰ってからの事も含めて)又、身内の方が交通事故に遭ったとき、家族間、夫婦間などの関係がギクシャクしてくる場合があるようですが、私たちも息子中心の生活となってしまう、娘には申し訳なかったと・・・(色々我慢していたようです。一番楽しい時期です。でも現在は以前と変わりません)家族が話し合う場所は、病院が主となっています。

息子が全幅の信頼を置いていただろう両親が何も出来ない事に忸怩たる思いがあります。

(関連記事、会報20,21の各号)

訴え 岩見沢135km少年脇見暴走殺人 運転事件(2003/8/17)について思う 旭川市 米澤 透



娘真利子の交通死事件は、新聞報道ではわずかに十数行の脇見事故として扱われましたが、135キロの暴走(制限速度50キロ)と脇見による「殺人運転」事件でした。

娘は夜の岩見沢市内の国道交差点を自転車で横断中、渡り終える寸前ではねられ、即

死でした。顔面は割れ、包帯で死に顔すら見ることができない悲惨な事件だったのです。

加害者は免許取得後7か月の19歳の少年、280馬力の超高性能車(スポーツカー)を運転していました。警察や検察の調べでは100キロと供述(同乗者は120キロ以上と証言)。警察は何と70~120キロという曖昧な鑑定を出し、検察は危険運転致死罪ではなく業過で起訴しました。裁判になると加害者は遺族を全く無視し、鑑定を悪用し80キロに供述を翻しました。結局裁判では、同乗者証言や不当な鑑定を検証せずに100キロと認定。懲役1年6月の不当判決でした。

民事裁判で、遺族は科学的な鑑定(127.6~134.6キロ)を提出し、これが採用されて127キロと認定されました。しかし、加害者側は、事故車を転売するなど、誠意は全く感じられません。加害者の父親は某市の市長ですが、公職にあるものとしての謝罪と

挨拶 弁護士も意識改革が必要

札幌弁護士会 被害者支援委員会委員長 山田 廣



弁護士の犯罪被害者支援に対する取り組みは、基本的にはかなり遅れていました。伝統的に弁護士会がやってきたのは、民事の損害賠償請求や慰謝料請求、加害者との示談、国家賠償請求など、経済利益がはっきりしている報酬基準が明らかになっている事件でした。犯罪被害者の支援は、

経済的利益という範疇で括れる側面だけではなく、例えば、警察での調べや裁判のことを知りたい、または一緒に傍聴に行きたくらい、法廷で意見陳述したい、など様々な要望があります。我々弁護士も意識改革が必要とされています。

法テラスが法律援助という制度を始めました。先程述べた事が網羅されて、弁護士報酬が決められたシステムです。また、裁判参加の場合、国選弁護人と同じように犯罪被害者にも公費で弁護士が付くという制度が内閣府で具体的に検討されており、ほぼこれも実現する運びになっています。(なお裁判参加制度の中で損害賠償命令制度(附帯私訴)の対象犯罪に業務上過失致死は含まれていません)

弁護士が犯罪被害者問題に深く関与できる制度が出来ましたので、これからはきめ細かに取り組んで、信頼を回復したいと考えています。今後ともよろしくお願い致します。

挨拶 被害者支援の活動が基本

法テラス札幌 副所長・弁護士 中村 誠也



2回目の参加をさせて頂きました。個人的には一弁護士としてその前から被害者の会とは色々勉強させて頂いておりましたが、本日は諸澤先生の講演を聴きまして、非常に勉強させて頂きました。

法テラスは実質、昨年10月に稼働しました。根拠法である「総合法律支援法」の中で、犯罪被害者支援が規定されていますので、基本的な仕事としていく立場にあります。具体的には、犯罪被害者支援ダイヤルとか、弁護士会との協力の下に精通弁護士の紹介、そして、犯罪被害者の法律援助について日弁連から委託を受けて事業などがあります。

この1年間で、支援ダイヤルにきた電話(月に500件程度)や精通弁護士の紹介(年に300件弱。札幌では9人)の件数は非常に少ないので、広報も行いました。各地に地方事務所があるので、札幌、函館、釧路、旭川の法テラスに直接電話か窓口に来て、問い合わせをして頂きたいと思っております。

まだ出来て1年。皆さんの支援のもとに育っていきたく思いますので宜しくお願い致します。

挨拶 真摯に、連携を密に

道犯罪被害者相談室 室長 善養寺 圭子



被害者の声を視点にしながら、カウンセリングを主に10年間続けて参りました。今年3月30日に早期援助団体の指定を受け、8月1日に犯罪被害者等の総合相談窓口の委託を受け開設しています。的確な総合的な支援を目指して、犯罪被害者の声に耳を傾けながら、真摯にやっていきたいと思っています。

突発的な事故というのは私も明日あるかもしれないと考えています。そういう意味で私どものパンフをお持ちいただき、いつでもお声を寄せて下さい。

北海道の特徴として、ぜひ、教育委員会や、道はもちろんです、団体との連携を密にしながら、みんなでやりましょうという姿勢を常に持っていきたいと考えております。ご支援を宜しく願います。

挨拶 道の支援基本計画を推進

環境生活部 暮らし安全課 課長 浜田 美智子

諸澤先生から貴重なご講義を頂き、背筋がピンと伸びる思いでした。

基本となる計画を3月に策定しましたが、被害者の会をはじめ、道民の皆様から50件ほどのご意見を頂き、それを反映して成案に至りました。この計画を紙だけのものでは終わらせない為に、犯罪被害者等支援推進委員会を7月に設置し、推進管理を行っています。また、8月から、総合相談業務を北海道家庭生活カウンセリングセンターの被害者相談室に委託しました。

窓口でたらい回しなどを起こさないために、道庁内の担当者研修会なども計画しています。自治体としても、被害者支援がスタートしたばかりで、どの



ような行動が実際に出来るか試されているのではないかと思います。犯罪被害者の支援から、もっと膨らませて、普段の防犯などに対する認識を高めていくような運動も考えています。みなさんの御理解とご協力をよろしくお願い致します。

司会まとめ 副代表 内藤 裕次・小野 茂

諸澤先生には、難しいテーマを、非常に分かりやすく説明していただきました。貴重なお話をありがとうございました。そして、支援関係の皆様には、支援の現状を説明いただき、大変良くわかりました。

そして、このフォーラムですが、最初の頃より支援の輪の拡がりを感じ、心強く嬉しい限りです。

私たちのやるべきことが少し見えてきたと思えます。本日は長い時間ありがとうございました。



